# コミュニティ・社会教育に関する



### Q 4町の行政区制度はどうなるの?

A 4町の現在の行政区や区長制度は新市に引き継ぎます。 区長の業務については、必要に応じて見直しを行います。

### Q 自治会や行政区への支援事業はあるの?

A 現在久留米市のみで行われている まちづくり推進事業費補助制度を新市全域に拡大します。



### Q 地域の公民館への建設費助成などはあるの?

A 行政区や自治会などの小地域公民館(集会所)の建設費助成は、 制度が充実している久留米市の例により統一します。



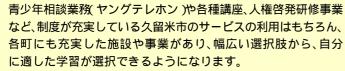
# Q 中央公民館の利用方法は変わらないの?

A 久留米市の生涯学習センター(え~るピア久留米内)か各町の中央公民館などは、現行のまま利用できます。

料金体系等については、合併後に検討します。

# Q 社会教育・生涯学習はどうなるの?

A 各市町で行われていた生涯学習関係の講座等は、 当分の間現行どおりとします。





#### Q 成人式はどうなるの?

A 現行どおり実施します。

久留米市は小学校区で4町は町ごとに実施します。



自治会と行政区の違い

基本的には、自治会も行政区も一定の地域の中で相互扶助を目的とした組織であり、その役割はほぼ同じです。 また、4町に設けられている行政区長は、町長が任命する非常勤特別職です。

# 教育・国際交流に関する



### Q 通学区域が変わるの?

A 小中学校の通学区域の変更はありません。 将来的に教育を取り巻く環境に変化があったときには、必要に応じて検討します。

## Q 学校給食はどうなるの?

A 給食事業(自校方式、センター方式、ミルク給食) については、当分の間これまでの給食運営を 基本とします。

給食費については、平成 17年度より小学校 3,600円、 中学校 4,100円(ミルク給食除く)とします。

### Q .1市 4町の友好都市・姉妹都市はどうなるの?

A 姉妹都市はそのまま新市に継続します。 友好都市は新市に引き継ぎ、改めて検討します。



15

# Q スポーツ大会は今までどおり開催されるの?

A 含までのスポーツ大会については地域の意向を尊重して調整します。 また、新市のスポーツフェスタを開催します。

### Q 図書館の利用方法は変わるの?

A 新市全域の図書館を利用できます。 また、開館時間については、基本的には 午前10時~午後6時までとします。

本	10冊まで	15日間
ビデオなど	5点まで	15日間



14